

「たてたいくん」実施規定

(目的)

第1章

この規定は、すまいづくり設計サポート「たてたいくん」要綱第6章に規定する事業の実施に関する諸事項を定める。

(同意書)

第2章

この事業を依頼したいと思う者は、本規約を読み充分了解の後、別に定める同意書に署名した後、面談するエントリー事務所を選定する。

(プロフィールファイルの閲覧及び貸出)

第3章

依頼者がエントリー事務所を選定する際は、プロフィールファイルを閲覧しこれを参考にする。

プロフィールファイルは2週間を限度に依頼者に貸し出すことができる。依頼者はプロフィールファイルの取り扱いに注意し、不特定の他者に閲覧させたり、プロフィールファイルを複写したりしてはならない。また、依頼者は定められた期限内にプロフィールファイルを返却する。

(面談事務所の選定)

第4章

依頼者はエントリー事務所の中から、3社以内を選定し、面談することができる。

(申込手続き)

第5章

依頼者は面談に先立ち、申込書と必要書類を事務局に提出し、手数料を支払わなければならない。

(面談)

第6章

面談は、事務局が設定し、コーディネーター2名が立ち会い、各社の進行のもとに15分程度行う。コーディネーターは、面談の際、依頼者の立場に立って助言を行う。事務局は、面談以前に必要なに応じて、依頼者から提示される情報を各社に開示する。

(依頼事務所の決定)

第7章

依頼者は、面談終了後、1週間以内に依頼事務所を決定し、事務局に報告する。

(契約)

第8章

依頼者と依頼事務所の設計委託契約・監理委託契約は、当事者間で締結し、本協会は関与しないものとする。

(改廃)

第9章

この規定の改廃は、本協会住宅委員会の承認を得なければならない。

「たてたいくん」エントリー会員登録事務所規定

(目的)

第1章

この規定は、すまいづくり設計サポート「たてたいくん」要綱第4章に規定する会員登録事務所に関する諸事項を定める。

(資格)

第2章

「たてたいくん」登録手続きを行うことができる者は、本協会正会員のうち、賠償責任保険に加入しており、施工業を兼業しない者とする。

(登録手続き)

第3章

「たてたいくん」に登録を希望する者は、定める様式に従って事務局に必要書類を提出する。手数料は無料とする。

(登録受付)

第4章

登録受付は事務局が随時行う。

(登録有効期限)

第5章

登録有効期限は受付年度末までとする。

(登録の更新)

第6章

登録の有効期限満了2ヶ月前より、次年度の更新受付を行う。更新を希望する登録事務所は、登録更新書を事務局に提出する。

(登録の解除)

第7章

登録有効期限から、更新なく2ヶ月を経過すると、登録は自動的に解除となる。年度途中で登録の解除を希望する者は、その旨を事務局に書面でもって通知する。

(登録事項の変更)

第8章

会員登録事務所は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更を届け出なければならない。

(個別営業活動の禁止)

第9章

会員登録事務所は、依頼者が依頼事務所を決定する以前に、依頼者に対し個別の営業活動を行ってはならない。

(面談の辞退)

第10章

面談を希望するとして選定された会員登録事務所は、正当な理由をもって面談を辞退することができるものとする。

(著作権に関するトラブルの回避)

第11章

会員登録事務所は、登録時提出書類及び依頼者への提示書類等に著作権上のトラブルが発生しないよう努める。

(改廃)

第12章

この規約の改廃は、本協会住宅委員会の承認を得なければならない。